

確定拠出年金改正法が成立 更なる普及のための3つの課題

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naako.horie@mizuho-ri.co.jp

- 確定拠出年金（DC）の改正法が2016年5月24日に成立した。主な改正内容は、中小企業向けの簡易型DC制度の創設、個人型DCの加入対象者の拡大、運用の改善等である
- 公的年金の支給開始年齢の引き上げや給付水準の抑制が実施されるなかで、私的年金の拡充に向けた改革が行われる意義は大きく、今後のDCの普及拡大が期待される
- DCの更なる普及のためには、①拠出限度額の引き上げ、②個人型DCの資格喪失年齢（60歳）の引き上げ、③企業年金積立金に対する特別法人税の廃止、等の制度上の課題への対応が求められる

1. 確定拠出年金改正法の概要

2016年5月24日に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（確定拠出年金改正法）が成立した¹。この改正により、（1）企業年金の普及・拡大に向けた改正、（2）ライフコースの多様化に対応するための改正、（3）確定拠出年金の運用の改善のための改正、等が実施される（図表1）。主な改正内容は以下のとおりである。

（1）企業年金の普及・拡大

企業年金の普及・拡大のために以下の改正が実施される。なお、以下のDCは確定拠出年金を指す。

a. 簡易型DC制度の創設（公布日から2年以内²に施行）

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員（厚生年金被保険者）100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した「簡易型DC制度」が創設される³。

これは、中小企業の企業年金の実施割合が2割弱と低いなか⁴、中小企業でも導入しやすいDCを創設し、普及拡大を図ることが目的である。また、厚生年金基金⁵は制度の見直しにより解散が進んでいるが実施企業は中小企業が多く、その受皿としての制度も必要となっている。

b. 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設（公布日から2年以内に施行）

中小企業（企業型DC及び確定給付企業年金⁶を実施していない従業員（厚生年金被保険者）100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」が創設される。

同制度の創設も、中小企業の企業年金の実施割合が低いことに対する取り組みである。

c. 拠出規制単位を月単位から年単位へ（2018年1月1日施行）

DCの掛金の拠出規制単位が月単位から年単位になる。

この改正により、年1回以上定期的に掛金を拠出することになるが、拠出規制単位を年単位化す

ることにより、例えば、掛金の年払いや半年払いが可能になるほか、賞与の支給月に通常月より多く拠出することも可能になる。

(2) ライフコースの多様化への対応

働き方の多様化が進むなか、生涯にわたり継続的に老後に向けた自助努力を行う環境を整備するため、以下の改正が行われる。

a. 個人型DCの加入対象者の拡大 (2017年1月1日施行)

個人型DCの加入対象者を拡大し、現在加入対象外となっている国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等）に扶養される年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者）や、60歳未満の企業年金加入者や公務員等も加入可能となる。なお、企業年金加入者とは、企業型DC、厚生年金基金、確定給付企業年金等の加入者を指し、企業型DC加入者については規約に定めた場合のみ個人型DCに加入できる。

この改正により、ほぼ全ての現役世代がDCに加入可能となる⁷。それぞれの拠出限度額は、図表2のとおりである。

b. 年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充（公布日から2年以内に施行）

DCの加入者が離転職する際の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充される。制度間のポータビリティの可否は図表3のとおりである。制度間のポータビリティの拡充は、加入者の選択肢を増やすとともに、高齢期の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境整備の一助となる。

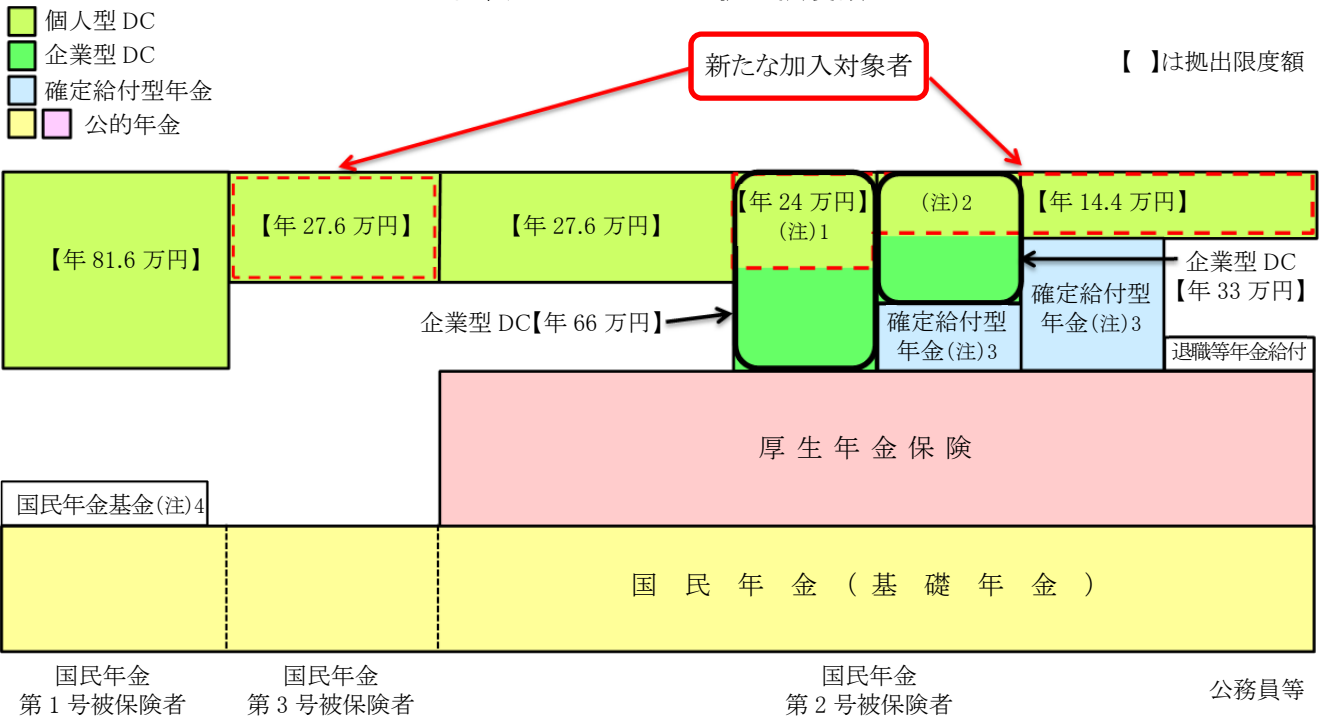
図表 1 確定拠出年金法改正法の概要

概要	施行期日
1. 企業年金の普及・拡大 ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員 100 人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設 ② 中小企業（従業員 100 人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の掛金拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設 ③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする	公布日から2年以内
2. ライフコースの多様化への対応 ① 個人型DCについて、国民年金第3号被保険者（専業主婦等）や企業年金加入者（企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る）、公務員等も加入可能とする ② DCから確定給付企業年金等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充	2017年1月1日 公布日から2年以内
3. DCの運用の改善 ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる	公布日から2年以内
4. その他 ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる	2017年1月1日 (一部は2016年7月1日等)

(注) DCは確定拠出年金。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表 2 DC加入と拠出限度額



- (注) 1. 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年42万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへ加入可能（拠出限度額：年24万円）。
2. 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年18.6万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへ加入可能（拠出限度額：年14.4万円）。
3. 確定給付型年金は、確定給付企業年金、厚生年金基金等。
4. 国民年金基金（国民年金第1号被保険者が任意で加入する制度）等と個人型DCとの重複加入は可能。拠出限度額は合算枠。
- (資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表 3 制度間の年金資産のポータビリティの拡充

		移換先の制度			
		確定給付企業年金	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済
移換前の制度	確定給付企業年金	○	○	○	×⇒○
	企業型DC	×⇒○	○	○	×⇒○
	個人型DC	×⇒○	○	△	×
	中小企業退職金共済	○	×⇒○	×	○

- (注) 1. ○印は移換可能、×印は移換不可、×⇒○は改正により移換可能となる。
2. 確定給付企業年金から企業型DC・個人型DCには、本人からの申し出により、脱退一時金相当額を移換可能。
3. 中小企業退職金共済（事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し、掛金は全額事業主負担、従業員の退職時にその従業員の請求に基づいて中小企業退職金共済から直接退職金が支給される制度。一時金のほか分割払いも可能。加入できるのは中小企業のみ）から確定給付企業年金への移換は中小企業でなくなった場合のみだが、改正により合併等の場合も移換可能になる。
4. 中小企業退職金共済から企業型DC、確定給付企業年金や企業型DCから中小企業退職金共済への移換は、改正により合併等の場合のみ移換可能になる。
- (資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

(3) DCの運用の改善

運用に関しては、以下の改正が実施される（図表4）。

a. 継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等（公布日から2年以内に施行）

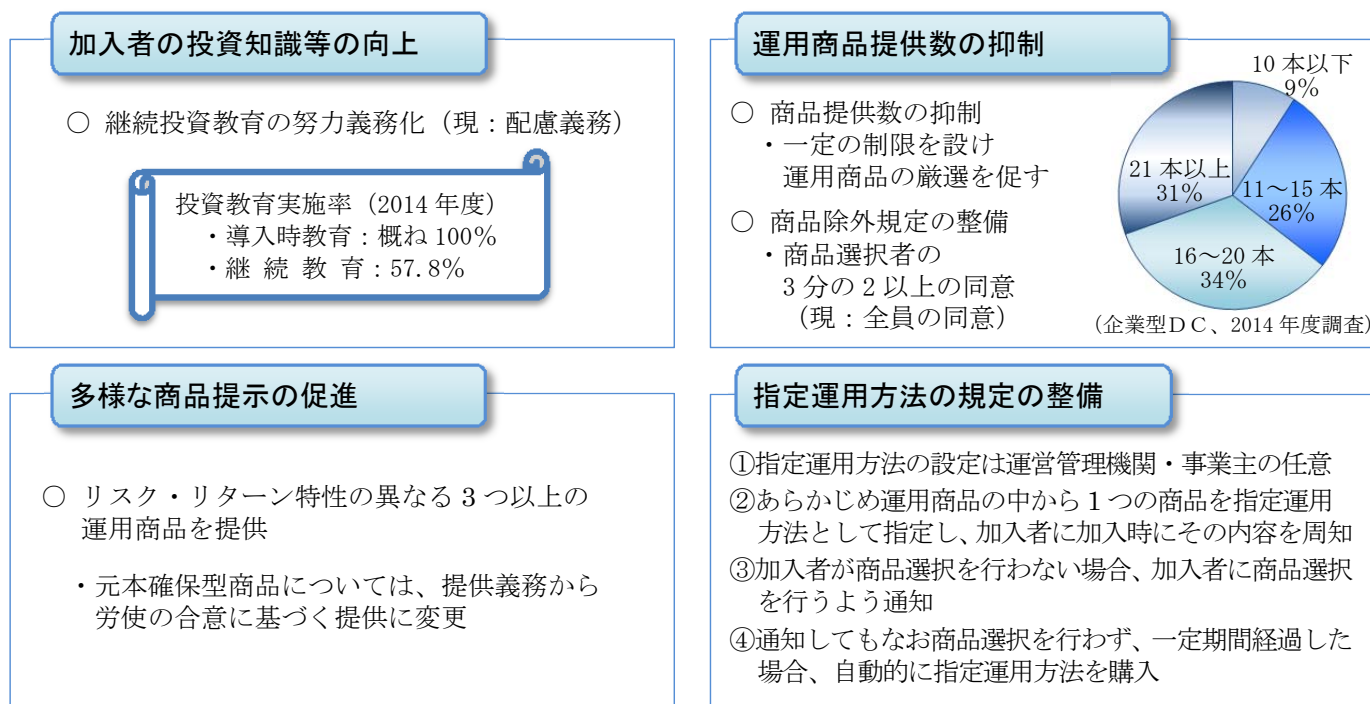
DC加入者が運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等が行われる。

企業型DC導入時には事業主による投資教育⁸が努力義務とされているが、制度導入後に繰り返し実施する投資教育である継続投資教育については配慮義務となっている。改正により、継続投資教育についても配慮義務から努力義務へ引き上げられる。

また、運用商品の提供数は年々増加傾向にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い選択ができる程度に商品選択肢を抑制する必要があることから、商品提供数に一定の制限が設けられる（具体的な商品数については政令で定められる）。なお、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外となる。

さらに、現行制度では提示した運用商品を除外する際には商品選択者全員の同意が必要とされているが、改正後は商品選択者の3分の2以上の同意で商品を除外することができる。ただし、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、現行通り全員の同意の取得が必要となる。

図表 4 DCの運用の改善



(注) 1. 商品提供数の抑制は、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外となる。
 2. 商品除外規定は、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外は、現行通り全員同意の取得を要する。
 3. 指定運用方法の規定については、施行日前に納付した掛金は対象外。
 4. 運営管理機関は、DCにおいて制度の運営管理等を行う専門機関。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

b. あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備等（公布日から2年以内に施行）

あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備とともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置が講じられる。

DCでは、運営管理機関⁹が提示した運用商品の中から、加入者が運用商品を選択することが原則だが、運用商品の選択をしない加入者も一定数いることから「あらかじめ定められた指定運用方法」による運用（いわゆる「デフォルト商品」による運用）が認められている。このデフォルト商品による運用を活用している企業は全体の半数を超えているが、預貯金等の元本確保型商品をデフォルト商品として設定する企業が大半を占める。そこで、改正により、デフォルト商品に関する規定の整備を行うとともに、デフォルト商品として分散投資効果が期待できる商品設定を事業主に促す措置が講じられる。

また、現行制度では、①少なくとも3つ以上の運用商品の提供と、②1つ以上の元本確保型商品の提供が義務付けられているが、改正後は「リスク・リターンの特性の異なる3つ以上（簡易型DCでは2つ以上）の運用商品を提供」となり、元本確保型商品については労使の合意に基づく提供となる。

（4）その他

その他の改正としては、事業主からの委託による企業年金連合会（企業年金間の年金通算事業等を行う機関）の投資教育の実施を可能とする改正（2016年7月1日施行）、企業年金の申請手続き簡素化（2016年7月1日施行）、個人型DCの加入対象者の拡大に伴い国民年金基金連合会（個人型DCの実施主体）が行う業務に「個人型DCの啓発活動及び広報活動を行う事業」を追加（2017年1月1日）、等が行われる。

また、本改正法に対しては、2016年4月14日に参議院厚生労働委員会で与野党共同提案による附帯決議が採択された。附帯決議の内容は、図表5に示した5点である。

2. 今回の改正の意義

DC加入者数は、企業型DCが約548万人（2016年3月末速報値）、個人型DCが約26万人（2016年3月末）である。企業型DCは、確定給付企業年金（2016年3月末加入者数：約795万人）とともに主要な企業年金のひとつとして普及しているが（図表6）、個人型DCは加入対象者約4千万人に対して加入者数が少ない。

図表 5 確定拠出年金改正法に対する附帯決議の概要

①	厚生年金基金から他の企業年金への円滑な移行の支援策や、ポータビリティ拡充の検討
②	資産運用の向上のための適切な指導の実施
③	DCに関する費用低減を図るための施策の検討
④	国民年金第3号被保険者の在り方について引き続き検討
⑤	停止措置がなされている運用時における企業年金積立金に対する「特別法人税」の廃止に関する検討

（資料）参議院厚生労働委員会「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2016年4月14日）より、みずほ総合研究所作成

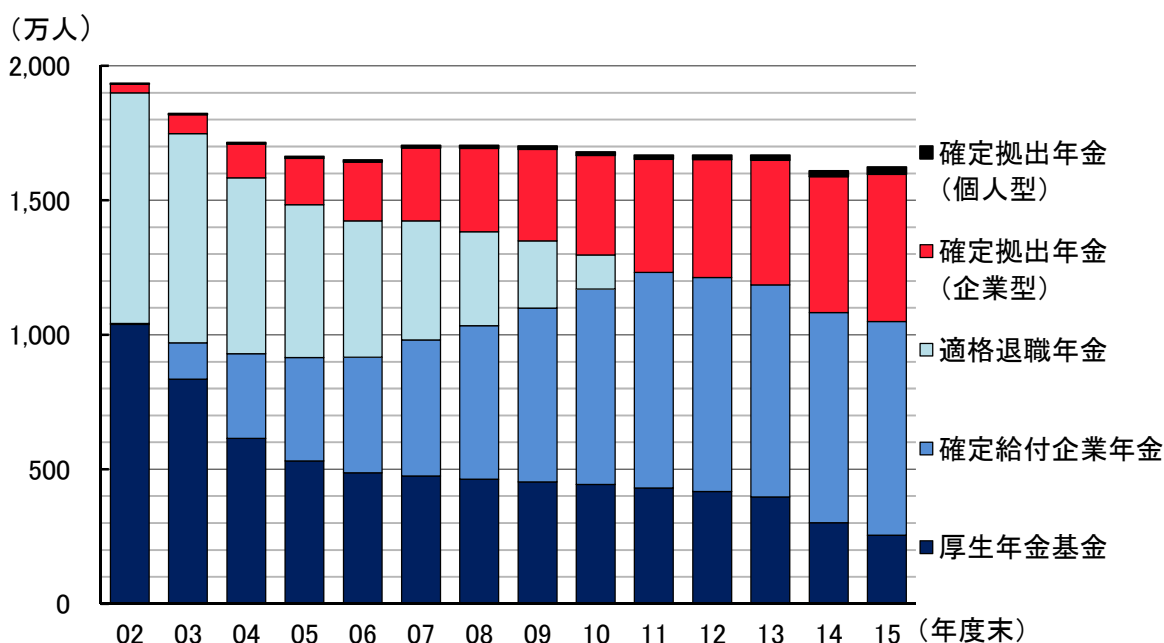
こうしたなかで今回のDC改正の最大の注目点は、個人型DCの加入対象者が大幅に拡大されることである。公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、マクロ経済スライド¹⁰の実施により実質的な給付額が抑制されるなかで、公的年金を補完するための高齢期に向けた資産形成の一手段として私的年金の重要性は増していく。改正により、新たに2,700万人程度が個人型DCの加入対象者となり、ほぼ全ての現役世代（公的年金被保険者：約6,700万人）が税制上の優遇措置を伴うDCに加入できるようになる意義は大きい。

また、改正により、DCから確定給付企業年金等への資産移換が認められることも重要である。現行制度でも、企業年金間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）は可能であるが、確定給付企業年金間や、確定給付企業年金からDCへの移換等に限定されている。ポータビリティが拡充されれば、加入者にとって将来まとまった金額の一時金や年金を受給することにつながるうえ、各制度の加入期間を通算することにより、年金としての受給要件（加入期間20年等）を満たす可能性が高まる。加えて、資産移換を行うことで積立金の残高が増え、より効率的な運用も可能になる。

中小企業は企業年金制度の導入率が低く、かつ低下傾向が顕著であるなか、中小企業に対する「簡易型DC制度」や「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」が創設されることは、現在の制度では企業年金を導入しにくい中小企業に勤める従業員の私的年金の拡充の足掛かりとなる可能性がある。

DCの運用に関しては、①加入者が自らの制度加入や運用状況を把握していない、②運用商品の選択が困難と感じている加入者が多い、③運用商品の選択が元本確保型商品に集中している（資産残高の約6割）といった課題がある。今回の改正で継続投資教育が努力義務化されるが、継続投資教育を実施する企業が増加すれば、加入者の投資知識の向上が期待される。また、前述のとおり、運用商品提供数が増加傾向にあるなか、選択肢が多いと加入者が判断に迷いやすくなることを考えれば、商品数に一定の制限が設けられることで加入者の選択が容易になるとみられる。今回の運用に関する改正は、加入者の運用商品の選択に関する環境整備に向けて一歩前進したといえよう。

図表 6 企業年金等の加入者数の推移



（資料）厚生労働省資料等より、みずほ総合研究所作成

3. DCの更なる普及のための課題

続いて、DCの更なる普及のための制度上の課題として、以下の3点を挙げておきたい。

(1) 拠出限度額の引き上げ

今回の改正でほぼ全ての現役世代がDCに加入できることになるが、本格的な普及のための次なる課題は拠出限度額の引き上げである。改正により新たに個人型DCの加入対象となる公務員や、確定給付型年金に加入している会社員等の拠出限度額は、年14.4万円にとどまる。拠出額が少なければ、拠出時の税負担の軽減効果が限定的になるうえ、手数料負担が割高になるほか、高齢期に向けた資産形成という点でも力不足になるため、加入意欲に影響を与えることになろう。

また、今回の改正の目的の一つは、ライフコースの多様化に対応することであるが、働き方の変化に伴って年金制度上の区分が変われば、拠出限度額が変わる場合も生じる。個人型DCの拠出限度額を引き上げるとともに、少なくとも国民年金第2号被保険者と同3号被保険者については拠出限度額を同一とすることも検討に値しよう。

(2) 60歳以上の加入

DCの資格喪失年齢は、企業型DCが60歳以上65歳以下の規約で定められた年齢、個人型DCが60歳である。しかし、2015年時点の60歳～64歳の就業者数が534万人(60歳～64歳人口に占める割合は62%)であること、政策的に高齢者の就労を促進していることなどを考えれば、個人型DCについても資格喪失年齢を65歳とすることについて早急に検討する必要があるだろう。

(3) 特別法人税の廃止

改正法に対する附帯決議には、特別法人税の廃止の検討が含まれている(前掲図表5)。特別法人税は、企業年金の積立金に対して課される税であり、税率は1.173%である。バブル経済崩壊以降に運用利回りの低迷が続いたことから、1999年度に課税停止措置がとられ、以降停止措置が継続されている(現在は2016年度末まで課税停止中)。

我が国の年金制度は、給付時に課税されることから、附帯決議では「特別法人税の課税について、給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと」とされている。DCは2001年に創設された制度であるため、これまで特別法人税が課税されたことはないが、仮に特別法人税が課税されるようになれば、1.173%以上の運用利回りを確保できないとDCに加入するメリットが薄れ、DC普及の抑制要因となる。このため、特別法人税は廃止が望まれる。

4. おわりに

安倍政権は、全ての人活躍できる「一億総活躍社会¹¹⁾」の実現に向けて、①希望を生み出す強い経済、②夢を紡ぐ子育て支援、③安心につながる社会保障、からなる「新三本の矢」を掲げている。このうち、③安心につながる社会保障の実現に向けた対策では、「高齢者の所得全体の底上げ」が挙げられており、「企業年金・個人年金の普及・拡大」もその項目の一つとなっている¹²⁾。今回のDC改正を契機として加入者の増加が実現するよう、前述のようなDC普及の障害となる制度的な課題については今後も見直しを進めていくことが必要であろう。

また、2016年5月19日に産業競争力会議で示された「日本再興戦略2016」(素案)においては、活力

ある金融・資本市場の実現のための具体的な施策の一つとして、金融経済教育の充実による国民の金融リテラシーの一層の向上を図るとともに、職場単位で加入し金融・投資教育の機会が得られるDC等の普及・定着を図ることが挙げられている。今回の改正により、継続投資教育が努力義務化されるとともに企業年金連合会による投資教育の実施も可能になるが、加入者の金融リテラシーの一層の向上が図られるよう継続的かつ効果的な投資教育が実施されることを期待したい。

さらに、今回の改正では、元本確保型商品に偏ったDCの運用を是正するため、運用商品の提示に関して元本確保型商品の提供義務が見直されたほか、デフォルト商品について分散効果が期待できる商品の指定を事業主に促すための一定の基準が設定される。DCによる運用が、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するための契機となることが期待されているなか、今後のデフォルト商品の内容とともにDCの資産構成割合の変化が注目される。

¹ 確定拠出年金改正法案は、2015年4月3日に国会に提出され、同年9月3日に衆議院本会議で可決、参議院へ送付されたが、参議院では審議が行われず継続審議となった。2016年4月14日の参議院厚生労働委員会で施行期日の一部が修正され、2016年4月15日に参議院本会議で可決、衆議院に送付され、5月24日に衆議院本会議で再可決され成立した。なお、確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が事後的に決まる「確定拠出型」の年金制度である。企業が実施してその従業員が加入する「企業型」と、国民年金第1号被保険者（自営業者等）や企業年金に加入していない会社員が任意で加入する「個人型」がある。拠出時、運用時、給付時の各段階で税制上の優遇が受けられる。制度の概要は、堀江奈保子「確定拠出年金の加入対象者拡大へ～制度の普及・拡大のための改正法案が国会提出～」(『みずほインサイト』2015年4月6日、みずほ総合研究所)を参照。

² 公布の日から2年以内で政令で定める日。以下、同じ。

³ 運営管理機関契約書や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略。

⁴ 厚生労働省「就労条件総合調査」によると、企業規模が小さいほど企業年金の実施割合が低く、2013年調査では、従業員数30～99人の企業は18.6%、同100～299人が36.1%、同300～999人が61.2%、同1,000人以上が72.1%となっている。また、いずれの企業規模でも2008年調査比で企業年金の実施割合が低下している。

⁵ 厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行う企業年金制度。将来の給付額をあらかじめ決めておき、その給付に必要な掛金を拠出する「確定給付型」である。2014年4月以降の新設は認められておらず、2019年4月以降は一定の存続基準を満たす健全な基金しか存続できない。

⁶ 確定給付型の企業年金制度。厚生年金基金のような厚生年金の代行部分はない。

⁷ 国民年金保険料の免除者等はDCに加入できない。

⁸ 導入時投資教育は、①DC制度等の具体的な内容、②金融商品の仕組みと特徴、③資産の運用の基礎知識、④DC制度を含めた老後の生活設計、について実施することとされている（厚生労働省年金局長通知）。

⁹ DCにおいて、制度の運営管理等を行う専門機関。

¹⁰ 年金額は貸金や物価の変動率に応じて改定されるが、マクロ経済スライドはその改定率を抑制して緩やかに年金の給付水準を抑制する仕組み。

¹¹ 政府は、「一億総活躍社会」を、①少子高齢化という日本の構造的な問題について、正面から取り組むことで歯止めをかけ、50年後も人口一億人を維持し、②一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができる社会、と定義している。

¹² 一億総活躍国民会議が2015年11月26日に取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」による。高齢者の所得全体の底上げに関するその他の項目としては、高齢者への多様な就労機会の提供、被用者保険の適用拡大等を通じた将来世代の年金水準の確保等が挙げられている。